

中央建設業審議会総会

2022年6月21日

【事務局（児玉）】 それでは、定刻よりも少し早い状況ではございますけれども、御出席予定の皆様、御出席いただいておりますので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第49条第1項の規定による定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足はございませんでしょうか。不足がございましたらお申しつけいただければと思います。

また、報道関係者の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の長橋から御挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

【長橋不動産・建設経済局長】 不動産・建設経済局長の長橋でございます。本当にいつもお世話になってございます。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございます。また、日頃から国土交通行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げたいと思います。

本日、この審議会につきましては、今年の3月以来の開催となります。この間、建設業の政策としては、担い手確保のための処遇改善、あるいは働き方改革、生産性の向上、そういった取組に一層取り組んできたところでございますけれども、先般のウクライナ情勢に伴う原油価格や物価高騰に、緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済、社会活動の回復を確かなものにするため、先般、原油価格、物価高騰等総合緊急対策が、政府として取りまとめられました。これを踏まえて、建設業における適正な請負代金の設定、あるいは適切な工期の確保などについて、一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、その上で、この後、報告事項の中でも少し問題提起もさせていただきながら、今後、御議論いただくような問題提起を差し上げますけれども、今回の価格高騰のように予想もできないような原因に基づくリスクの発生、それにつきましては、今、事後的なスライド条

項での対応をいろいろお願いしているところがございますけれども、そうした事後的にスライド条項で対応するというだけではなくて、例えば、請負契約の中で少しリスク分担の考え方をあらかじめ決めておくとか、合意をしておくといったことも必要ではないかと思えます。受発注者間で要するコストとか、あるいはリスク分担について、十分に協議あるいは合意をしておくということは、その後の元下間の契約にも影響しますし、必要な労務費の確保にも資するものと考えられます。

今、業界を挙げて賃上げ、あるいは働き方改革に取り組んでいる中、その前提となる契約の在り方については、今後、中建審の場でもいろいろ、それぞれお立場の御意見なども伺いながら、また議論をいただければと考えております。

本日の総会におきましては、国会で成立した盛土規制法の施行と併せて実施が求められております建設発生土の搬出先の明確化のための建設工事標準請負契約約款の改正案などにつきまして、御審議をいただく予定でございます。委員の皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。今日はよろしくどうぞお願いいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございます。議事に先立ちまして、前回の開催以降に委員の御交代がありましたので、新たに就任された委員の御紹介をさせていただきます。

本日はWebからの御参加となっておりますけれども、一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長の藤澤一郎委員に、新たに委員に御就任いただいていることを御紹介申し上げます。また、東日本旅客鉄道株式会社常務執行役員の今井政人委員、東京電力パワーグリッド株式会社常務執行役員の佐藤育子委員、慶応義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員、山形県知事の吉村美栄子委員より、御欠席の連絡を頂戴いたしておりますことを御報告申し上げます。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮願います。

それでは、これ以降の議事の進行は柳会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

【柳会長】 それでは、お手元の議事次第に基づき、議事に入らせていただきます。

まず、議事（1）最近の建設業を巡る状況について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 では、資料1を御覧ください。最近の建設業を巡る状況について、報告事項でございます。

1 ページおめくりいただきまして、まず1 点目、資材価格高騰への対策についてでございます。2 ページ目、資材の価格動向についてのグラフを掲載してございます。建設物価調査会の建設物価のデータでございます。主だった資材の生データをこちらに載せてございますけれども、概ね鉄鋼の関係だと3 割から5.5 割程度、木材4 割から8.5 割程度、1 年前との比較で上昇してございます。また生コンやセメントなど、これも各メーカー値上げを表明しておりまして、実際、市場でも値上がりが進み始めているという状況でございます。

3 ページ目を御覧ください。パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化会議は、昨年1 2月2 7日に開催された会議でございます。左側、岸田総理の発言ということで、下のほう、下線部がございますけれども、「本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正など、会員企業に周知されるよう要請」とございます。また右側は、斉藤国交大臣の発言要旨でございますけれども、下の下線でございます。「特に民間工事における取引適正化が重要ということで、各団体の皆様に、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保に御協力をお願いします」ということで、直接要請がなされてございます。

4 ページ目、それを受けた国交省における取組ということで、下側、国交省における取組で、1 パラの赤字は先ほど御紹介した斉藤大臣からの直接の協力依頼でございます。また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、労務費を反映した適正な請負代金の設定や、適正な工期の確保等について要請を発出し、関連して3 月8 日付で同様の要請を発出してございますし、また2 月2 5 日付においては、原料費の上昇分を考慮した上での協議といったことも要請してございます。

5 ページ目、冒頭、長橋から御紹介した総合緊急対策、4 月2 6 日付で関係閣僚会議で決定してございます。その記載事項でございます。一点目がパートナーシップによるパッケージに基づいて、取引適正化の取組を進めるということ。また、2 点目でございますけれども、建設業における原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、適切な工期の確保が図られるように周知徹底を図るといったこと。3 点目が、アスファルト合材について、関係する事業者への働きかけ等、周知徹底を行うといったことが記載されてございます。

これを受けた具体的な周知徹底等の中身が、6 ページ目でございます。まず、一番上でございますけれども、取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保について、本年実施1 月から3 月に実施したモニタリング調査の結果も踏まえて、スライド条項の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施ということを要請してご

ございます。その下の図でございますけれども、まず、契約締結時でございます。公共・民間、それぞれ約款に記載されてございます請負代金や工期の変更に関する規定、いわゆるスライド条項などを適切に契約書に設定していただくということ。また、契約締結後もこれらの規定を適切に運用し、受注者、下請から協議の申出があった場合には適切に応じること。また、必要に応じて、契約変更を実施するといった適切な対応を図ることといったことを具体的に要請してございます。

その下、各関係者における取引の推進に向けて、通知先に応じてそれぞれ周知ということで、まず建設業団体でございます。下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるために、発注者との契約においても適切な対応を図ること。また、資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと。続いて、公共発注者宛でございます。資材単価の改定は月ごとなど適時に行うこと。また、状況を踏まえて単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加といったことで、最新の取引価格を請負代金に適切に反映するといったことを周知してございます。また、民間発注者に対しては、建設工事の受注者が、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要ということで、適切な対応を図ることということを周知してございます。

またその下、価格転嫁に関する相談、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」というところで受け付けていますといった周知も行ってございます。

その下が、アスファルト関係でございます。経産省、国交省、両省連名で、アスファルト合材協会等に対して周知を行ってございます。公共・民間発注者に対しても同様に、適切な契約変更の実施などを要請してございます。

7ページ目が、相談ダイヤルのチラシでございます。このナビダイヤルで受け付けてございますけれども、右側の中段でいろいろ受け付ける情報について書いてございますけれども、価格転嫁に関する情報というのもチラシで明記してございまして、発注者との契約後における資材価格の高騰等への対応についての相談も、このダイヤルで受け付けさせていただいてございます。

8ページ目が、論点紙を本日2枚御用意しておりますけれども、その1点目でございます。資材価格への対応ということで、まず、下の参考調査結果を御覧ください。価格高騰による影響について、約90%が「影響が出ている」、60%が「影響が大きく出ている」といった回答。また、物価の変動に基づく契約変更条項の有無については、「含まれていない」が9%、「公共では含まれているが、民間では含まれていない場合がある」が6%といった回

答。また、契約変更申出の発注者の受入状況について、60%が「受け入れてもらえている」という御回答があった一方で、「受け入れてもらえない」が16%、「民間では受け入れてもらえない場合がある」が9%、そういった回答も得られたところでございます。

上に戻っていただきまして、民間工事の標準約款においても、物価、賃金等の変動によって請負代金額が適当でない場合には、請負代金額の変更を求めることができるという規定が約款上、示されてございますけれども、実際の契約書面ではそういった条項が削除されているといった場合も散見されまして、価格転嫁が契約上困難となっているという事例も一部に見られているところでございます。受発注者それぞれの立場でございますけれども、発注者としては、請負契約締結後の予期せぬ請負代金額の変更、これは自らの事業計画に大きく影響するため、可能な限り不確実性を排除したいというのが発注者の立場でございます。また、受注者としては、適切な価格転嫁が難しければ、元請としての経営状況の悪化や下請へのしわ寄せといったものが及ぶ可能性があるということでございます。

下の矢印でございますが、受発注者間で適切に価格高騰リスクを分担するために、標準約款などの契約について、考えていく必要があるのではないかとといったことで、今後しっかり考えていきたいといった論点紙の1枚目でございます。

続いて、建設キャリアアップシステムでございます。10ページ目、利用状況でございます。技能者、事業者の登録数、あるいは就業履歴数、グラフのとおり伸びているという状況でございます。

11ページ目、キャリアアップに関する主な取組を1枚にまとめた紙でございます。これまで御紹介した内容とも重複しますが、左上、公共工事のインセンティブ措置の導入ということで、モデル工事の実施や、経審での加点ということも前回、お認めいただいたところでございます。その下、建退共との連携とか、その左下の小規模現場でのスマホの利用などに取り組んでございます。

続いて、中段でございます。労務費や処遇改善との連動ということで、一番上、労務費調査との連動ということで、この青色の図に書いてございますけれども、キャリアアップ技能者の、登録技能者の実態というデータでございます。キャリアアップ登録技能者のうち、レベル4の平均賃金は、レベル1からレベル3の方よりも約14%高いというデータです。また、キャリアアップの登録技能者の平均賃金は、全技能者よりも約3%高いと、そういったデータもございます。その下、技能レベルを反映した手当支給の促進ということで、今、40社を超える企業で導入または検討ということでございます。

その下、公共発注者による週休二日工事との連携ということで、キャリアアップの管理機能を用いて、週休二日の円滑な実施に活用しているというものでございます。右上が能力評価の制度の実施ということで、現在38分野で能力評価を実施してございまして、レベル2以上が約6万人、レベル4は約4万人といった状況でございます。その下、施工能力の見える化評価ということで、現在9分野で見える化評価を実施しているという状況でございます。

続いて、御紹介した各論のバックデータなどがございます。12ページ目、能力評価対象分野の拡大ということで、赤字で日付を書いておりますけれども、本年4月1日からウレタン断熱、発破・破碎、6月1日から建築測量が拡大しているという状況でございます。これに加えて、現在10以上の専門工事団体から個別に能力評価基準の策定とか、その前段となる登録基幹技能者の登録に係る相談を受け付けている状況でございます。

13ページ目、賃金実態の概要です。先ほど御紹介した、レベル登録者の賃金水準が高いといった職種ごとの生データでございます。

続いて、14ページ目、手当支給でございます。個別の各企業で取り組んでいただいている手当支給の具体的な事例をここに御紹介してございます。こうした事例の水平展開を図っていきたいと考えてございます。

15ページ目を御覧ください。論点紙の2枚目でございます。下に週休二日、働き方関係の調査結果を御紹介してございます。週休二日を導入できない理由として、そもそも「適切な工期が確保できていない」というのが圧倒的に多いのですけれども、下線にありますように、「日給の労働者の収入が減少する」といったものも30%台で御回答がございまして。また、週休二日の定着に必要な条件として「適切な工期」と、「労務単価のアップ」というのが6割前後。またその下の意見ということで、「労務単価、賃金アップが優先されるべき」といった声も多く上げられているという状況でございます。

一番上に戻っていただきまして、まず、労働時間については、2年前に策定いただいた工期に関する基準の制定や、令和6年度から適用される罰則付きの時間外労働規制の適用ということもありまして、他産業と比べて長いとされる労働時間の短縮に向けた取組は進んでいる状況でございますが、週休二日を進める上でも、労務費、賃金の上昇を求める意見も先ほど御紹介したように多く聞かれるところでございます。賃金については、キャリアアップなど処遇改善に向けた取組が進む中で、設計労務単価が10年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収は、労務単価の伸び率に比べて及んでいないのではないかとといった意

見もごさいます。また、設計労務単価相当の賃金の行き渡りをさらに徹底させる方策として、長年課題として言われている重層下請構造、これが元下間の請負金額に与える影響や、重層化による非効率性についても考えていく必要があるのではないかとごさいます。

続いて、報告事項の3つ目、適正な施工確保のための技術者制度検討会の見直し方針でごさいます。17ページ目を御覧ください。左下、主な検討事項ということで、監理技術者の専任要件、営業所専任技術者の兼務、技術検定等の実務要件と、こういった検討事項について議論を進めておまして、右側、スケジュールでごさいますけれども、昨年11月から検討会で議論を進め、この5月31日に見直し方針の取りまとめということで結論を得てごさいますので、その御紹介でごさいます。

18ページ目を御覧ください。専任不要上限額の引上げ等でごさいます。左下が、現行制度でごさいます。3,500万円、建築7,000万円を境に、その下は専任不要、それより大きな金額の工事については、原則専任という現行制度でごさいます。まず、専任上限額、3,500万円の引上げということで、建設工事費デフレーターとか、消費税率の引上げを踏まえまして、これを4,000万円まで引き上げたいと考えてごさいます。また、大規模工事については、引き続き原則専任なのですが、この4,000万円から1億円の、紫色のエリアの金額の工事については、遠隔施工管理等の活用による兼任制度の新設ということで、ICT活用などによって遠隔で管理できる工事を認めていいのではないかとごさいますので新設したいと考えてごさいます。

19ページ目、具体的な条件の方向性でごさいます。まず、工事現場については、請負金額がいずれも1億円未満、建築2億円未満の2現場を兼務すること。また、監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認、意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。また、1日に巡回可能な範囲として、現場間を2時間程度で移動できる距離ということ。また、施工体制については連絡要員を配置すること、また下請次数が3次以内であること、日々の施工体制がキャリアアップシステムなどによって、遠隔から把握可能であることといった条件。また、運用について、兼任に当たっては技術者の労働時間が過大となるといった懸念もごさいますので、施工管理の手段、人員配置に関する計画書を作成、保存するといった条件を考えてごさいます。

20ページ目が、営業所専任技術者、監理技術者の兼任ということで、下、左側が現状でごさいます。非専任現場は営業所と現場の兼任が可能ですが、専任現場の兼任は現行、不可となっておりますが、見直し案ということで、先ほどの監理技術者の2現場兼務と同

様に、営業所と工事現場も兼任ができるようにといった形で、同様の条件で兼任可というふうに見直しを行いたいと考えてございます。

21ページ目に、その見直しの兼任可能な条件ということで記載してございますけれども、先ほどの監理技術者の2現場兼任と同様の条件でございます。金額1億円未満、連絡手段が整備されている、巡回可能な距離である、そういったことを条件として兼任可能としたいと考えてございます。

22ページ目が、技術検定の受検資格の見直しの方向性ということで、左側が現行の1級、2級の受検資格でございます。例えば1級の、大卒指定学科卒業後3年の実務経験ということでございますが、普通高校を卒業すると11.5年の実務経験とか、上記以外、例えば中学校を卒業された方は15年実務経験が必要だということで、極めて長い実務経験が必要だといったこと、あるいは学歴差別ではないかと、そういったことも規制改革会議で議論がございまして、右側のほうに見直しの方向性を示してございます。まず、1級の方は、一次検定は19歳以上で受検ができ、また、指定学科等の方は一部科目を免除ということでございます。一次検定合格後、実務経験は3年いただいて、1級の資格が得られるという形で見直したいという考えでございます。2級については、下側でございますけれども、一次検定、これは同様に17歳以上ということで、指定学科等一部科目免除。その後、実務経験を3年という形で2級の受験資格としたいと考えてございます。また、これまでの受検資格について、この制度の切り替わりに当たっては、経過措置を設けて混乱が起きないようにと進めてまいりたいと考えてございます。

最後、23ページ目、規制改革実施計画。6月7日閣議決定における位置付けということで、先ほどの見直し方針の内容が記載されてございます。技術者の配置・専任における見直しと技術者の資格要件の見直しということで、記載内容は先ほど御紹介した内容のとおりなのですけれども、書いてございますように、令和4年上期結論ということで、先ほどの結論を得次第、可能なものから速やかに措置ということで必要な制度改正を行って、こういった見直しの導入を進めていきたいという状況でございます。

事務局からの御報告は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いします。

【宮本委員】 御説明ありがとうございます。日本建設業連合会会長の宮本でございます。最近の建設業を巡る状況について、3点申し上げたいと思います。

まず、1点目は、資材価格高騰とその対応についてであります。昨年から続いております世界的な原材料の高騰と品薄、さらに最近の急激な円安の影響により、建設業においても幅広い資材において、かつて経験のないほどの価格高騰と納期遅れが発生しています。また、新型コロナウイルスの感染対策に加え、技能者の賃金引上げなどの処遇改善による担い手の確保・育成、DXによる生産性の向上、新しい資本主義の一環である給与の引上げなど、建設業は数多くの課題に直面しております。そのような中での資材価格の高騰は、建設業の経営を大きく圧迫するものであり、業界全体の持続可能性を脅かすリスクがあると考えています。

先ほど御説明いただきましたように、政府で設定された「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、国土交通省から経済団体等に対して協力を要請していただきました。また、4月の総合緊急対策においては、本年実施されたモニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や、必要な契約変更の実施について、官民双方の発注者に対して要請をしていただきました。改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これを受けまして、日建連としても経団連に対して、発注者と元請企業との間の請負代金や工期に関する契約の適正化について協力を要請いたしました。この要請につきましては、経団連として会員企業に周知していただき、そのことは先日の幹事会で報告されたと聞いております。今後は、必要に応じて各発注者団体等への要請を行うとともに、下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、元請企業の責任として政府からの御要請も踏まえて、発注者との契約において適切な対応を図るなど、必要な取組を進めてまいります。

このような状況の中で、現在、特に大きな課題と認識しているのが、民間発注者との契約であります。一般的な民間発注者との契約としては、中建審で決定していただきました民間建設工事標準請負契約約款があり、正当な理由がある場合の工期の変更や、工期内の物価変動等によって請負代金が明らかに不相当と認められる場合の変更、さらに、不可抗力による損害額を協議の上、発注者が負担する条項などが定められています。しかしながら、実際にはこの標準約款が使われない契約が大多数を占めており、物価スライド条項がないなど、受注者にとって不利な条件での契約が、残念ながら数多く存在しているところであります。このような状況を打開するためには、民間工事についても法的な規制を行うことが理想ではありますが、その前に、まずは民間建設工事請負契約約款を公共工事標準請負契約約款の内容にさらに近付けた上で、民間の契約約款を民間建設工事標準請負契約約款に統一してい

くようになればと思っているところであります。こうしたことを踏まえ、国におかれましては、本審議会の今後のテーマとして、民間建設工事の契約約款の在り方について取り上げていただくように御検討をお願いしたいと思います。

2点目は、建設キャリアアップシステムについてです。御説明にありましたとおり、関係する皆様の御尽力により、技能者登録は90万人を超え、100万人が目前に迫るところまで普及してまいりました。また、日建連では、2021年度の就業履歴数が2,540万タッチを数え、全体目標である2,000万タッチを日建連のみでも大きく超える結果ということになりました。しかしながら、今年度の全体目標は3,800万タッチ、来年度については6,000万タッチとされており、この実現のためには、日建連だけではなく建設業界が一丸となって、より一層のCCUSの普及・促進に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、度々お願いをしておりますけれども、国土交通省が明示された「令和5年度からの、あらゆる工事でのCCUSの完全実施」の実現のための具体的な道筋を一刻も早くお示しいただくとともに、公共工事におけるCCUSの義務化や地方公共団体、関係団体等へのより一層の御指導をお願いいたします。また、技能者の皆さんにCCUSのメリットをより理解していただくために、国土交通省におかれましては、技能者の能力評価の普及と処遇への反映を早急に進めていただくとともに、事業者に対するメリットについても専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の取組を加速させていただきますよう、お願いいたします。

3点目は、建設業における働き方改革等についてです。建設業も、いよいよ2年後の2024年から、罰則付きの時間外労働規制の適用を受けることとなります。この規制をクリアできなければ、建設業界全体の大きなイメージダウンを招き、若年層の入職者数および定着率の低下にもつながりかねません。残された期間でこの規制をクリアするためには、これまで進めてまいりました建設現場での週休二日、特に4週8閉所の実現が不可欠であるとともに、時間外労働の削減を喫緊の経営課題と捉え、会員企業が一丸となって取り組んでいく必要があるとの観点から、日建連の「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」を改定し、本規制が適用される前年度である2023年度から改正法の特例の目標を達成すべく取り組むことといたしました。また、技能者の賃金水準の引上げにつきましても、本年2月の斉藤大臣との意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現」を目指して、会員各社に周知徹底を図ったところであります。これらの取組には発注者の御理解が不可欠であります。私どもとしても発注者に理解を求め、適切な契約に努めてまいりますが、国

土交通省をはじめ、政府におかれましても、発注者、特に民間の発注者に対し、建設業における働き方改革の重要性と、適正工期の確保の必要性を周知・指導していただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。発注者の立場ということで一言申し上げさせていただきます。まず、資材の高騰その他については、非常に重く受け止めて認識しております。これはまさにパートナーシップで解決していかなければならない問題と考えております。

その上で、あえて申し上げますけれども、近年、本当に過去にないぐらい工事費が高騰しており、この状態が今後定着あるいは長く続くであろうというような考え方も一方では持っております。ただ、その一方で、円安などの話も先ほどございましたけれども、日本経済がそれほど伸びていないということもありまして、不動産業においては、マンションの販売価格であったり、賃料であったり、ホテルの宿泊料もそうだと思うのですけれども、そういったところは、まだ上がっていない。むしろ、働き方改革ですとかコロナの影響もあると思いますが、オフィスの需要なども少し弱まり、賃料が下がっているという状況でございます。収益源が弱まっている中で工事費が上がっていくというのが現状だと認識しております。そういった現状認識の中で、官民が一体となって工事費の高騰について対応しなければいけないというのはもちろん理解しております。従いまして、建設業界におかれましても、生産性の向上ですとか、あるいはこの会議でも議論になりましたが、重層的な下請構造の解消ですとか、そういったことも併せて解決していかないと、なかなか解決策にはつながらないのではないのかなと思っております。

それから、さらに敢えて申し上げますと、物価スライドの話がございました。総論としては理解はしますけれども、一方で、何を基準にスライドさせるのかというのは非常に難しいと思います。私どもは、例えばひとつの単価をとってみても、材料ですとか加工あるいは運搬、人件費あるいは設置の費用、そういった部分でどこを対象にしていくのか。ただ鉄が上がったから鉄だけの値段だけで済むという話ではないと思いますので、スライドすべき、あるいはスライド協議をすべき価格の妥当性について、どう決めていくのかというのも非常に難しい問題だと思っております。

それから、敢えてさらに申し上げますと、通常、資材価格が下がったということで、発注

者側から工事費の減額交渉を行うということもございませんので、今、そういう事態ではないと思いますが、そういった状況があるということですので、そこは建設業界と我々発注者側が、国交省にも御協力をいただいて、トータルでパートナーシップで解決していく問題であるということを申し述べさせていただきたいと思います。

それから、働き方改革についても、総論としては賛成でございます。我々としてもそこについては協力していくというスタンスは持っております。ただ、働き方改革を進める中で、繰り返しになりますけれども、生産性向上とセットで議論をしていただきたいと思います。

以上です。

【柳会長】 お二人のほかに、ございませんでしょうか。

【西野委員】 京都大学の西野と申します。今、受発注者双方の御意見を拝聴しましたが、私自身も資材の価格の高騰については、非常に問題意識を持っております。報告の中で、約款の改正について言及されていましたが、公共と民間の両方の約款だけでなく、もしかすると建設業法第19条の請負契約の内容についても、その辺りの追記が必要なのかもしれないと思っております。また、工期の設定ガイドラインのようにガイドラインを示すこと、それから、それ以外にも何かしらのガイドラインなど、いろいろな手法を組み合わせ、全体としての実効性、特に建築工事ですと民間工事が過半を占めますので、民間工事における実効性を確保していくことが非常に重要だと思っております。

一方で、受発注者間で、価格転嫁の交渉を行っているプロジェクトが8割という調査結果があり、その中で価格転嫁が認められたのが60%から80%程度としますと、半分弱の発注者は価格転嫁に応じていない。そうすると、発注者間での不公平が生じることについても、長期的に見て非常に大きな問題と考えます。また、発注者が、理由があつて社内外にきちんと説明がつけば追加の支払いに応じようと考えていたとしても、十分な説明を受けられているのか。先ほど、何を基準にするのかという御指摘もありましたけれども、その辺りについてきちんと説明を受けているのかということも気になっております。

また、発注者側の予備費の設定が十分でなかったり、経験の少ない発注者ですと、工事請負契約後の予備費というものをそもそも設定していない場合も、少なからずあるのではないかと思います。そうすると、発注者に対しても、そのようなガイドラインですとか、何かしらのパッケージで、どのようにすれば実効性が持てるのかということを考えて示していき、ひいては、発注者間の公平性を保つということも重要なことと思っております。

これらによって、今まで業界を挙げて取り組んできた働き方改革ですとか、技能労働者の処遇改善ですとかが後退するのを阻止すること、また、逆に言えば、最初に長橋局長がおっしゃったように、適切なリスク分担ということが、今回のことをきっかけとして進められればと思っております。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【勝野委員】 全建総連の勝野と申します。御説明いただいた建設業を巡る状況に関して、2点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目は、資材価格の高騰や、設備機器の納期遅延等に関する対策についてであります。全建総連として、この3月から4月にかけて、組合員の事業所を対象に実態調査を行いました。1,097社から回答を得たものでありますが、従業員が4人以下の小規模の事業所が主な対象のものとなりました。調査結果の主な特徴で申しますと、先ほどの御説明のとおり、とりわけ設備機器の関係で申し上げますと、給湯器の納期の遅延が続いており、発注から納品までの平均日数で申しますと、66.7日かかっていたということ。また、納期遅延によって、工事を待ってもらっているとの回答が、リフォームでは52%、新築でも36%など、受注工事への影響が示されたところであります。

工事原価についても、かなり上がったと答えた方が53%に達しておりまして、木材関係の値上がりは構造材合板、羽柄材を問わず、50%以上の値上がりが最多の回答となっております。値上がり分を施主に負担してもらったと回答したのが40%に止まり、回答者の過半数が値上がり分の一部、または全部を自社で負担している実態が明らかとなっております。

受発注者間でありますとか、元下間での適正な価格転嫁、工期の確保等について、公共、民間工事の標準契約約款での明記、または改定、更なるスライド条項の適応徹底など、下請業者、現場従事者の労務費・賃金等へのしわ寄せを防止する対策が早急に必要と考えますので、実効性ある適正取引の具体的な対応を講じるようお願いをしたいと思います。

2つ目は、現場従事者の賃金・単価引上げ、処遇改善についてであります。政府が6月7日に閣議決定した骨太方針2022では、人への投資の拡大が示され、働く人への分配を強化する賃上げの推進、職業訓練など、人的投資の強化や推進に取り組むことが明記をされております。建設業では、2024年4月の働き方改革関連法の全面適用を見据えて、公共工事、設計労務単価の10年連続の引上げでありますとか、国や業界団体による技能者の賃金の

概ね3%上昇を目指すことの一致、週休二日の実現など、業界全体が一体となった取組が進められておりますが、肝腎の現場技能者の賃金や休日は、いまだに大幅な改善がなされてはおりません。特に民間の建築住宅現場では、厳しい状況が続いております。収入を減少させずに週休二日を実現して、全ての技能者に対して設計労務単価水準の賃金を確保するために、建設業法や契約上の規定等による賃金・労務費部分が削減されない具体的な仕組みづくりの検討や、建設業法19条の5による、著しく短い工期の禁止の更なる実効性確保など、建設業における人への投資の具体策を、強く要望したいと思っております。

また、骨太方針では、キャリアアップシステムによる処遇改善によって、担い手の育成・確保を図ることが示されております。CCUSを法的制度としてもしっかりと位置付け、住宅現場を含む全ての建設現場における普及促進、利活用推進の具体的な取組をお願いしたいと思っております。とりわけ、処遇改善に向けた施策につきましては、国交省として能力評価基準、レベル別の最低賃金・単価等を設定して、CCUSを活用した産業の横断的な賃金目安の策定でありますとか、CCUSの能力評価を反映した賃金手当、労務費見積り尊重等の推進の施策、CCUSを活用している事業者の評価制度など、処遇改善と連動させるための具体的な施策の推進をお願いしたいと思っております。

以上です。

【柳会長】 それでは、Webでご参加の方、何かございますでしょうか。

【染谷委員】 島田市長の染谷と申します。お世話になります。

今、多くの委員の皆様から物価、資材価格の高騰とその対応ということでお話をいただきました。当市では、現在、市役所の庁舎を新しく建設をしている状況にあります。資機材等の価格の高騰ですが、その影響をもろに受けているところでして、具体的には令和3年4月の発注時点と比べて、労務単価が約3%、鉄筋は約50%、そしてコンクリート型枠用の合板が約40%と、軒並み上昇しておりまして、現在、対応を検討しているところです。また、納期についても、一部の製品に遅れが生じております。できるだけ前倒しで注文して、工期に影響が出ないように対応しているところです。

また、請負業者から請負代金額の変更についての請求があれば、スライド条項を適用し、適切に対応したいと考えておりますが、限られた予算の中で事業を実施しておりますので、財源の確保に大変苦慮しております。我が市の場合ですと、市庁舎の建設費が6.6億円です。10%アップでも、6億6,000万円ということでございます。ほかの自治体も同様の課題を抱えていると思いますので、コロナ禍における臨時交付金で物価高、高騰の手当てをし

ておりますが、同じように財源の確保についても国の支援も必要になってくるような状況になっています。

また、スライド条項は、単品スライド、あるいは全体スライド、インフレスライドと、3つのやり方があると思いますが、今回、インフレのスライドでやるのかどうかということも含めて、事業者のほうからこういった請求があったときに、しっかり判断していきたいと思います。ちなみに、島田市は平成20年度にスライド条項を規定し、約款に入れましたけれども、実際には減額スライドで1件事例があったのみで、物価高騰でスライド条項を使ったことはこれまで一度もありませんでした。各市・町が、公共事業において大変厳しい状況にあるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

【柳会長】 どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

【岸上委員】 岸上でございます。会計士をしております。

皆さまのご発言からコストについて非常に厳しい状況が伝わってきました。私からはこの点ではございませんで、監理技術者の専任、兼任の要件の見直し方針について、議論の状況、及びご提案の結論になった過程ないしは将来の方向性について2点、お伺いしたいと思います。

1点目は、皆さまもご指摘されているように、原材料高騰や物価の影響から、請負金額もある程度上がっていくのかというように考えております。金額の基準については、今後も定期的に見直す御予定はあるのでしょうか。もちろん、実績のモニタリングも経てのことと思いますが、定期的に見直しをしていくのかというのが1つ目の質問です。

2点目は、基準の決め方についてです。本来の考え方では、専任、兼任の要件は、工事の難易度や工数で決めるべきという意見もあったが、工事の種類がいくつもあるので複雑にならないように、まずは統一して金額で原則を決めざるを得ないという結論になったと、事前のご説明のときにお伺いいたしました。原則は金額で基準を定めた上で、今後、必要に応じ、特定の工事の種類について、工数ないしは工事の難しさを基準として例外を設けるといったような考え方はあるのかをお伺いしたいと思います。

【柳会長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

【岩田委員】 今まで議論をお聞きしていて、8ページに書いてあることが全てではないかと思うのですが、発注者の方としてはこの変更、事業の計画に大きく問題が出てくるということと、資材が高騰しているので、価格転嫁をしないと請け負っている元請もしん

どいということですが、その一番最後に書いているとおり、しわ寄せは、我々職人のほうに来ます。担い手確保をみんなで訴えてやっていこうと、業界を挙げてやっているこの中であって、今までの商取引自体がもうそろそろ限界にきていて、今後どうしていくかということや協議するべきではないかということ、今、協議をしていこうということや国交省のほうも言われているので、ぜひとも仕事が暇になる前に、暇な地域ではもう指値が始まっています、非常に苦しい状況に置かれて、このままでは担い手確保どころではないです。また、社会保険に入って失敗ではないかというような声も我々のところに上がっていますので、ぜひともスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

それでは、報告事項でございますが、本日、御存じのように7名の委員の方からいただいた意見については、事務局において今後、検討の参考にしていただければと思います。

【鎌原建設業課長】 よろしいでしょうか。建設業課長でございます。

たくさん大変貴重な御指摘または御意見、助言、また御示唆をいただいたと思っております。今回の2枚のペーパーは、これまで価格転嫁ですとか、賃上げに向けて行政として取り組んでいく中で、課題ではないかと思ったことについて率直に御披露をさせていただきました。それについて皆様方それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただいて、今後の施策に参考にさせていただきたいと思っておりますので説明させていただきました。

これまでも、問題だと思いつつ、今回の資材の高騰だとか、働き方改革が待たないなになっている状況の中で、顕在化してきたのではないかと感じております。ここまでのことが起こると、本当にしっかりと対策を講じていく必要があるのではないかと感じております。

その中でもいろいろと、宮本委員からは、民間契約の在り方について審議会で議論をしてみたかどうかということですが、一方で谷澤委員からは受注者のほうの自助努力というのをも併せてセットで考えるべきではないかという御意見もいただきましたし、業法にも踏み込んでいくべきではないかというような御意見もいただきました。たくさん御意見をいただきましたので、この後もしっかりとまた受け止めさせていただきまして、行政と、また皆様方から御意見をしっかりと伺いながら、丁寧に進めていきたいと思っております。

また必要に応じて、審議会の場でも御議論させていただき、お諮りすることがあろうかと思いますが、またそのときはどうぞよろしくお願いいたします。

【柳会長】 では、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議事（２）前回中央建設業審議会審議事項の対応状況について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 では、資料説明 2-1 を御覧ください。

おめくりいただきまして、1 ポツが公共工事請負約款の改正ということで、2 ページ目を御覧ください。3 月にお諮りした公共約款の改正で、不可抗力による損害の改正でございます。災害復旧事業中に被災した 2 次災害による損害の発生時の受注者負担をゼロにして、全額公共発注者が負担するということとお認めいただきまして、右上に日付を書いています。この 5 月 18 日付で中建審の決定・勧告ということで決済をいただきまして、来年の 4 月 1 日に施行という形になってございます。

3 ページ目から、JV 準則、復興 JV 等でございます。

4 ページ目を御覧ください。復旧・復興 JV について、今、被災 3 県の試行的に行われてございますけれども、それを JV 準則として位置付けるということで、3 月にお認めいただきまして、右上の日付のとおり、5 月 20 日付で中建審の勧告をいただいたところでございます。

5 ページ目、関連して適正化指針。これも同日、5 月 20 日付で閣議決定を行ってございます。3 月にお諮りした内容から 1 点、黄色のマーカのところは変更がございます。中段の ii) でございます。資材等の価格高騰への対応ということで、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要があるという問題意識の下で、下の II. でございます。適切な契約変更といった形で、契約変更の必要性が生じ得る事情の例示として、資材等の価格の著しい変動、納期遅れなどを明記したということが変更点でございます。

続いて、経営事項審査の改正でございます。7 ページ目を御覧ください。総論でございませけれども、担い手の育成・確保、災害対応力の強化、環境への配慮ということで 3 月にお諮りして、会長一任といったことになってございましたが、変更は大きく 2 点ございます。左下に書いていますキャリアアップの加点と、ワーク・ライフ・バランスの加点、この 2 点について変更がございます。

8 ページ目を御覧ください。ワーク・ライフ・バランスの変更点でございます。加点対象としては、ここの表にありますように、えるぼし関係、くるみん関係、ユースエールと 3 種類の認定制度で、それぞれの区分に応じた配点ということとお認めいただきましたけれども、この黄色のマーカで書いてあるように、トライくるみんというものが、この 4 月 1 日から新たに追加された制度でございます。一番下、次世代支援法に基づく認定基準のうち、

男性の育休取得率が、それぞれプラチナくるみんとくるみんで引き上げられまして、変更前の旧くるみん認定レベルの育休取得率を、新たにトライくるみんということで新設されました。これを受けて、中建審の加点対象としても、トライくるみんという制度を加点対象として、配点も内閣府の配点割合と同じ3点ということで変更してございます。日付は右上に書いてございますが、8月に省令等、告示等の改正を公布予定でございまして、来年1月1日から施行予定でございます。

9ページ目を御覧ください。キャリアアップ関係でございます。一番上の行、前回お諮りした際には、全ての建設工事、全ての公共工事ということで、文字通り全ての工事ということでお諮りしましたがけれども、実際には全てということではなかなか実務上難しいと。具体的に言うと、極めて工期が短くて、時間的猶予も少ない少額工事であったり、緊急性を要する災害応急工事、こういった工事については審査対象外という形で変更したいと考えてございまして、具体的な要件としては、下の表のところでございます。建設業法上許可不要となる軽微な工事ということで、請負代金の額が500万円未満、建築の場合は1,500万円未満と、建築一式の面積150平米未満の木造住宅。建設業法の軽微な工事と同じ定義で対象外としたい。もう1点が、災害応急対策に関する高次ということで、発生直後の応急対策であって、災害協定に基づく契約、発注者の指示により実施された工事などということで、対象外としたいと思っております。また、適用の関係がその下、公布の日、令和4年8月予定以降に開始する事業年度から、審査対象の期間として運用するといった形で適用したいと考えてございます。

具体的な時系列、10ページ目の下を御覧ください。左下が施行日から適用した場合ということで、この8月に公布をして来年1月1日施行になりますと、3月決算の事業者の場合は、審査対象期間が遡って今年の4月から1年間ということで、制度改革を知る前から実は全ての工事でやっていなければいけなかったということになってしまいますので、公布の日以降から始まる審査対象期間ということで、右側のように新基準での審査対象期間ということで、この期間でキャリアアップの加点を行いたいということでございます。関連して、技術的な話でございましてけれども、その他（社会性）（W）点の加点のウェイトが変わりません。ワーク・ライフ・バランスで5点、キャリアアップで15点ということで、それぞれ適用日がずれますので、ワーク・ライフ・バランスの5点が加わった段階では据え置き、キャリアアップの加点がなされた際にウェイトが大きく崩れますので、その際に係数変更の適用を行うといった形で進めたいと考えてございます。

11 ページ目、項目の再整理でございます。これは3月にお諮りした内容そのままでございます。右上の公布日、これを今年の8月という形に変更したのみでございます。

報告事項2につきましては、事務局からの説明は、以上でございます。

あと、資料2と資料2-3は前回お諮りした新旧でございます。変更点については、今、パワーポイントで御説明した内容のとおりでございますので、御参考でございます。

以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いします。岸上先生、どうぞ。

【岸上委員】 ありがとうございます。経営事項審査の改正につきまして、環境対策への取組についてでございます。これをやるにあたっては、関係省庁、関係者と議論をして決めていただいたと思っております、ありがとうございます。私からは一つお願いがございます。ESGの世界は、国際的にも国内的にも、非常に活発な議論がなされている状況で、動きも早いと認識しております。環境はもちろんのこと、人権保護なども建設業界のサプライチェーン全体にとってどういった認証が必要かといった議論も行われてくると思います。お願いとしては、定期的に関係する省庁および関係者と討論の場を設けていただき、必要と思われる場合には、基準のアップデートをしていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

【柳会長】 ほかはございませんでしょうか。

【鎌原建設業課長】 建設業課長でございます。実は、今の議題とは直接関係ないのですが、前回の報告事項1のところ、岸上委員から御発言をいただきましたけれども、その場で御回答をすることができなかったのですが、会長、お許しいただければ、この場で回答させていただいてよろしいでしょうか。

【柳会長】 よろしく申し上げます。

【鎌原建設業課長】 報告事項1の資料18ページで、技術者制度の見直しの方向性について御紹介をさせていただきました。監理技術者等の専任制度に関する見直し方針ということで御説明を申し上げましたが、これについて岸上委員から2点、御質問がございました。

一つは、金額で1億円以下とか4,000万円以上だとか金額を掲げておりますけれども、今後、物価などもあって請負金額というのは上がっていくと思われるけれども、今後、モニタリングなどを行って、定期的に金額についても見直しを実施するという理解でいいのか

というのが1点目でございます。

それから、2点目は、金額の基準というのを原則とするということは理解をしたけれども、その上で特定の工事の種類について、工数などで対象にするかしないかというのを決めていくという議論は、あるのかどうかというようなことの御質問をいただきました。

一つ目の、金額の基準につきましては、今後も委員の後指摘のとおり、定期的にあるいは一定の乖離が生じたらというようなことで、適時適切に見直しをさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の御質問の、工数で対象を決めていくというようなことがあるのかということですが、ダイレクトで工数を基準にするというようなことは、今のところ難しいと思っております。ただ、複雑でない工事というようなことで金額を一定以下、あるいは次数がそうたくさんならないようにというようなことで、基本的には工数で評価をする場合と同じような考え方といいますか、それほど大規模でなく、それほど複雑でもなく、それほど困難でもなくというようなところから始めていきたいと思っております。

以上でございます。

【柳会長】 報告事項については、ほかにございませんでしょうか。

それでは、岸上先生からの御意見等を今後の検討の参考にしていただければと思います。

続きまして、議事（3）建設工事標準請負契約約款の改正について、事務局より御報告をお願いします。

【藤井建設業政策企画官】 資料3-1を御覧ください。約款改正ということで、1枚おめくりいただきまして、約款の概要です。これは御案内のとおり中建審において作成、勧告をいただくということで4種類、公共・民間（甲）（乙）・下請契約について、勧告をいただいております。

御審議いただきたい1点目、建設発生土の搬出先の明確化、公共約款・民間（甲）の改正案でございます。

3ページ目を御覧ください。昨年7月の熱海の土砂災害を受けて、盛土の総点検など政府で取組を進めてまいりまして、昨年の12月、盛土による災害の防止に関する検討会提言というものが取りまとめられてございます。

左側、基本的な考え方ということで、危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設、規制を強化していくべきということで、先の通常国会において盛土規制法も成立したところでございます。

右側が、指定利用等の徹底による搬出先の明確化等ということで、まず建設発生土について全ての公共工事の発注者に指定利用等、指定処分などを原則実施ということ。また、発注者に対して、契約締結における適切な処理、費用の負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には、追加負担について受注者と適切な協議をするといったことを要請するという。また、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも、元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求めるといったことが、提言において位置付けられてございます。

4 ページ目が、明確化等の具体的なフロー等でございます。一番上のフロー図でございます。建設工事から発生する土ということで、廃棄物混じり土の場合は、廃棄物と分別をして、廃棄物は廃掃法に基づき適正に処理と。で、再利用できるもの、建設発生土については、資源有効利用促進法というものに基づいて再資源として利用するという。他の工事現場で利用するといった場合や、あとは残土処分場と最終処分場に行くといったことは、通常の流れでございます。その他、国会の法案審議においても議論がありましたけれども、仮置場、ストックヤードというところに一時的に預けられて、その先、他工事や最終処分場に行くといったルートもありますけれども、そういった仮置場、ストックヤードの実態について、今後、国交省としても実態把握を進めて、さらに必要な対策を進めてまいりたいと考えてございます。

今回の約款改正の関係は、大きく2つでございます。指定利用等の徹底ということで、先ほど申し上げた、全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を行うといったこと。また、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者についても、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも、元請事業者により適正処理が行われたことを確認するといったことを、約款の中に位置付けたいと考えてございます。

また、大きな2点目。建設発生土の計画制度の強化ということで、資源有効利用促進法によって、現行制度でも、元請事業者に対して搬出先を記載した、再生資源利用促進計画書というものの作成・保存を義務付けてございます。これを改正して、搬出先の新たな法制度の許可の事前確認、搬出先が盛土規制法に基づく許可を得た場所になっているかどうかという事前確認と、搬出後に実際にそこに土砂が搬出されたか、土砂の受領証の確認といったことを義務化したいと考えてございます。

また、計画書の作成の対象となる工事、現行1,000立米の引下げと、保存期間、現行1年の延長ということと、発注者への報告や建設現場での掲示といったことの義務化も、併

せて改正を行っていきたいと考えてございます。

次のページを御覧ください。対応の方向性ということで、左上が国交省直轄工事における取組の事例ということで、まず発注者、国交省が各契約の特記仕様書において搬出先の指定を行い、工事着手時に、再生資源利用促進計画の提出を求めています。また、工事完了後には、実際にあらかじめ指定された搬出先に搬出されたことを確認するために、実施書というものの提出を求めています。右側は、特記仕様書の記載例でございます。受入場所等についての記載を行っているところでございます。

下の、対応の方向性ということで、まず公共約款において、契約書の添付書類である仕様書に建設発生土の搬出先を定めることを標準としてはどうか。また、継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者が使用する民間（甲）においても、仕様書に建設発生土の搬出先を定めることが望ましく、それが困難な場合でも、受注者による適正処理の確認が求められることを明確化してはどうかと。また、再生資源利用促進計画制度の強化に合わせて、公共・民間（甲）において、再生資源利用促進計画および実施書の発注者への説明・報告が必要であることを明確化してはどうかということでございます。

具体的な条文が、6 ページ目、7 ページ目でございます。まず公共約款の改正案でございます。契約書のひな形を示してございまして、記載事項、工事名、工事場所等々でございます。下のほうに、かっこ書きで書いてございます解体工事に要する費用とか、住宅瑕疵保険と、こういった当該請負契約において該当する場合は、こういった留意事項を現行の契約書のひな形で示しているという状況でございます。

今回、右側の赤字でございますけれども、追加記載案ということで、建設発生土の搬出先等ということで、該当する場合という意味でかっこ書きにしてございますけれども、ここで「注」と。この工事に伴い、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称および所在地を定めるということを明記したいと考えてございます。

また、下の米書きでございますが、この計画制度の強化、今後省令の改正を予定してございますけれども、そういった制度改正が行われた場合には、受注者は当該計画およびその実施状況の記録を発注者に報告・説明しなければならないといったことも追記したいと考えてございます。

続いて、民間（甲）の改正案、7 ページ目でございます。この契約書の下の方、「八、その他」ということで、同様に瑕疵保険とか解体費用等について記載がございましてけれども、

盛土関係もここに追記する形で追加記載案ということで、この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先と名称および所在地を定めることが民間工事については「望ましい」という記載。また、建設発生土の搬出先の名称および所在地を定めることが困難な場合にも、発注者は受注者により建設発生土の適切処理が行われることを確認することが求められるといった、この2点を明記したいと考えてございます。下の米書きは、公共約款と同様でございます。計画制度の強化を行った際に、発注者への報告・説明について追記したいと考えてございます。

続いて、公共約款の改正、暴力団排除条項の対象の拡大でございます。9ページ目を御覧ください。現行の約款における暴力団排除の規定でございます。現行の48条で、公共工事から暴力団関係者に資金が流れたりといったことを排除するために、暴力団排除の規定がございます。具体的には48条ということで、発注者による解除権というものが規定されてございまして、現行の規定は「役員等」という概念の中で、その役員本人と支店・営業所の代表者、これが「役員等」の概念になってございます。今後、その下の赤字のところでございますけれども、この「役員等」の範囲に含まれていない、その他経営に実質的に関与している人と、こういったものを警察庁のほうも示してございますので、それに合わせる形で規定を整備したいと考えてございます。

また、②でございますけれども、役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなど、こういった場合も契約解除権の対象に加えたいという改正の内容でございます。この実質的に関与している者というのは、下の米書き2に赤字で書いてございますけれども、顧問とか相談役、支配人、一定の株式を保有する株主、5%以上ということで目安を示されておりますけれども、こういった者を対象に加えたいという内容でございます。

具体的な改正の条文が、10ページ目でございます。左側が公共約款で、赤字が改正内容、右側が、警察庁が示しているひな形でございます。まず、「役員等」の概念の整理でございますけれども、右側、青字で書いてあります「役員等」といったところ、個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店・営業所の代表者。その後ろに青字、その他経営に実質的に関与している者という規定がひな形でございます。

左側、ロが「暴力団、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき」。現行のロでここは拾っているのですけれども、「役員等」の概念の中で実質的関与者を追加する

ということで、イのところ「実質的に関与している者」を役員等の概念の中で追記するといった形で規定を整理し、ロは削除するということでございます。この「役員等」の概念が広がることによって、改正後もロ、ハ、ホ、「役員等」が云々といったところの「役員等」の対象が広がることによって、例えばホにありますように、「社会的に非難されるべき関係を有している」とか、そういった者に、経営者のみならず株主、顧問等が含まれるといった形で規定が整備されるといったこととございます。また、改正後のニ、赤字でございますけれども、役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用すると認められるとき、といったことも新設したいと考えてございます。

11 ページ目は、御参考でございます。今回の約款の改正によって、新たに解除権の対象になるのが、真ん中の右下のほう、赤のバツと緑のバツでございます。改正後、「役員等」の概念が増えることによって、改正後のロ、ハ、ホのところですが、便宜供与関係の広域な解除権の対象になるといったこと。また、右側の緑のところですが、暴力団と知りながら不当利用するといった行為についても、解除が可能になるといった規定の整備でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。資料3-2と資料3-3につきましては、先ほどパワーポイントで示した条文の新旧対照表でございます。

以上になります。

【柳会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いします。

【押味委員】 日建連の土木本部長を務めさせていただいております押味と申します。

まず、建設発生土の搬出先の明確化というお話でございますが、建設工事から発生する建設副資材といいますか、副産物の対策については、日建連の会員各社においても法令遵守はもとより、資源の有効利用に向けた活動を行っているのが実際でございます。今般、公共約款において、契約書の添付書類である仕様書に建設発生土の搬出先を定めることを標準とすること、また民間約款においても同様に搬出先を定めることが望ましいとし、それが困難な場合には、受注者によって適正処理が行われていることを発注者が確認するよう定めることは、発注者・受注者双方の建設発生土に対する認識を高めるためにも有効であると思っております。これについては賛成させていただきたいと思っております。

ただし、民間約款に受注者による再生資源利用促進計画および実施書の発注者への説明・報告を明文化することについては、異論はございませんが、施工計画書等を通じて、既に多

くの施工会社で実施されているのが実態だと思っております。したがって、最終的にどういう方法でやるかについては、その実態を踏まえて、今後、十分検討していただければ非常にありがたいと思っております。

私からの意見は、そういうところでございます。

【柳会長】 ほかにございませんでしょうか。

【奥村委員】 全国建設業協会、奥村です。暴力団排除ということは強く支持するところなのですが、企業は株主を選ぶことができません。その一定以上の株を取得した株主が反社に利益供与した、そういうことが発生したときに、はたして企業がその責任を取らなければいけないのでしょうか。全てにわたって、責任を取らなければいけないとは私は思えないのですが、いかがでしょうか。

【藤井建設業政策企画官】 では、事務局のほうから、暴力団排除のほうから御質問への回答でございます。今回の「役員等」の改正によって、顧問とか5%以上の株主が、公共約款の解除条件の対象になります。追加されます。この欠格要件自体は、現行の建設業法でも、暴力団関係の適用除外という欠格事由がございまして、これも顧問や5%以上の株主が対象になってございます。また、公共工事を契約する前の入札要件においても、こういった顧問とか5%以上の株主は欠格要件として入ってございますので、今回の約款改正は、最後の契約解除権の対象範囲が狭かったために、それを許可要件や入札条件と同様の範囲に拡大して、整理をしたという内容でございます。

御指摘のとおり、経営者が知らないうちに暴力団関係者が株を5%取得したといった事例は、確かにあると思えますけれども、政府全体というか、警察においてもそういった場合について暴力団の排除を徹底するという趣旨から、そういった場合にも暴力団排除の対象にしたいと考えてございます。

【奥村委員】 私からもう1度よろしいでしょうか。反社勢力が株主になるのではなくて、健全な企業が株主になり、そこが何らかの事情で反社に資金供与したということもあり得るわけですね。それもこれに該当すると思うのですが、そこを、企業が責任を取るべきことではないのではないかなと思います。

【柳会長】 それではほかにございませんでしょうか。Webで御参加の方、染谷先生どうぞ。

【染谷委員】 私からは、建設発生土の搬出先の明確化ということについて、少しお話しさせていただきます。建築工事の現場で、建設現場で発生した土砂というのは、自らの工事

内あるいはほかの工事現場、建設工事または建設工事以外の用途において有効に活用されることが望ましいと考えておりますが、利用先が見つからずに、有料の処分場に搬出されることが大変多くなってきております。加えて、近年は処分場の減少と処分費の上昇によって、事業を進める上で建設発生土の有効活用が重要な課題となっております。危険な盛土の発生を防止するという事は、昨年の熱海の土石流の事故があつてから、静岡県は大変厳しい状況となっております。約款を改正して、建設発生土の搬出先を明確化するという事には賛成であります。併せてほかの建設工事等への有効活用の促進や、不良土が自ら工事現場内において利用できるよう、技術開発を推進して処分場への搬出を少なくするという事とも検討していく必要があるのではないかと思います。

また、自治体を対象とした建設発生土情報交換システムというのがあります。しかし、このマッチングシステムが、有効に活用されていないのではないかなと思っております。例えば静岡県を例にとりますと、35市町ありますが、この建設発生土情報交換システムに登録している自治体は、10以下と伺っております。システムの使用料が年間1万1,000円ということだそうですが、中小の市町においては、この情報交換システムを使う機会というのは、年に1回か2回あるかどうかと、そういう中での有料ということで、登録が進まないのではないかと私は考えます。ぜひ、建設発生土の官民の有効利用マッチングのシステムをみんなが乗れる、いつでもアクセスできるような形で整備をしていただければ、登録しやすくなり、かつまたそれを民間が使うことも容易になって、建設発生土の搬出先について、マッチングが今よりもっとうまくいくのではないかと考えるところです。

以上です。

【柳会長】 ほかにございませんか。

【鎌原建設業課長】 よろしいでしょうか。いろいろと御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

押味委員からは、発生土の問題につきまして、発注者への報告なり説明というのは、既に実務上行われているやり方との整合と申しますか、そういうところはよくよく考えて、無駄のないようにということかと思っておりますので、そこはしっかりと実態を踏まえながら、余計な負担が増えることのないようにしてまいりたいと思っております。

あと、奥村委員から、株主との暴力団排除の関係で御指摘をいただきました。この改正自体は、先ほど申し上げましたように建設業法の規定に合わせて、あるいは政府全体としての取組ということで、ぜひ進めさせていただきたいと思うのですけれども、運用のところがか

なり大きいかと思っておりますので、建設会社のほうに責任というのを求めるのは適切ではないのではないかというような場合、そういったときの運用の仕方などについても警察庁とも相談をさせていただきまして、納得のいくような運用の形になるようにしていきたいと思っております。

それから、染谷委員のほうから、建設発生土について、有効活用も同じように重要だというような御指摘をいただきました。まさにおっしゃられるとおりにかと思っております。政府の有識者委員会の提言の中でも、有効活用の促進と処理の適正化とは、車で言うところの両輪だというようなことで提言を受けておりますので、一層の有効活用の促進、マッチングシステムにつきましても、より活用されるような形で、これも提言の中にも入っておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それから、前回の報告議題の2のところ、岸上委員のほうから御発言をいただきました。その場でお答えできなかったものですから、少しお時間をいただければと思います。経営事項審査について、環境のエコアクションというものを審査対象に加えるという改正を、今回、行うこととしております。それについては賛成と。ただ、E S Gの領域は国際的にも国内的にも議論が活発化していて、動きが速いので、引き続き関係省庁、関係者と定期的に状況を確認していただいて、必要な場合には基準のアップデートをお願いしたいというような御趣旨で御発言いただいております。御指摘を踏まえまして、業界の方とも意思疎通を図りまして、どのようなことにどういった認証が使われているかですとか、関係省庁とも連携を取りまして、環境分野での企業評価というものが適切に行われるように、基準についてもフォローしながらアップデートを適切にしていきたいと思っております。

以上でございます。

【柳会長】 それでは、事務局には本日、委員の方々からいただいた御意見を尊重の上、必要な修正をしていただくとともに、資源有効利用促進法の計画制度の強化を踏まえた改正についても御検討を進めていただき、これらの具体的な内容については私に御一任いただければいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【柳会長】 御異議がないようで、ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（児玉）】 ありがとうございました。そのほか、何か国土交通省側から発言などございますでしょうか。

【長橋不動産・建設経済局長】 今日はいろいろと御意見をいただき、ありがとうございます。最初の報告事項1のところ、価格高騰とかの議論の中で、価格転嫁あるいは賃金の確保という課題に対して多面的に御意見をいただきまして、これまで機能してきた日本型の請負契約の在り方も、受発注者双方の目線から検討していくということで考えていきたいと思ひます。

ガイドラインとか、あるいは約款の見直しについても、先ほど西野先生からも、建設業法19条のところ、追記するようなことも必要なかという、御意見もありましたけれども、まずは岩田委員からもスピードを持ってと言われましたので、しっかり検討していきたいと思ひます。最終的には、契約の在り方などと、中建審でいろいろと御審議いただくことになると思ひますけれども、検討を多面的にしていくこともありますので、委員の先生方のお力も得ながら、勉強を早めに立ち上げていって御相談しながら、また進めていきたいと思ひます。かなり大きなテーマですので、今日いただいたいろいろな御意見もしっかり踏まえながら、どうすればこれからうまく現場まで含めて機能していくのか考えていければと思ひます。

また、CCUSも後指摘のとおり、少なくとも公共では標準化といったこともしたいと思ひておりましたが、そういう方向で先ほどの資料にも付けていますようなメリットの享受ですとか、例えばイニシャルコストの負担軽減をするとか、あるいはCCUSを使うとこんないいことがあるということも含めて、今、取組を進めております。いろいろな面で、地方の公共団体も含めて御理解をいただき、速やかに、CCUSが本当に共通のインフラになるようにしていきたいと思ひています。一方で、本来の目的である処遇改善といったところだけではなくて、デジタル化を使うことによって、いろいろな規制緩和をこれから進めていったりとか、週休二日を進めていったり、週休二日で例えば逆に単価をアップさせていくようなことをするときの確認の手段みたいなことも含めて、CCUSがこれからの現場のいろいろな管理とか在り方として、間違いなく機能していくと思ひています。そういったプラス面をもっとよく説明しながら、これから一生懸命進めていきたいと思ひていますし、なお一層力を入れていきたいと思ひています。ただ、根本的なところで、そもそもこんなものを入れると引き抜きされるといういろいろな御意見もあって、御理解いただけない部分もあるので、そこはまた丁寧によく説明しながら、皆さんと一体となつてうまくやっていければと思ひています。

今日は本当にいろいろな意見をありがとうございました。

【事務局（児玉）】 それでは、これもちまして散会とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —